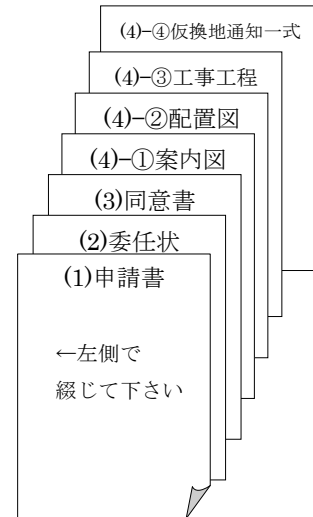


# 瑞江駅西部

## 土地区画整理法76条許可申請について (仮換地が敷地の場合)



### 1 申請に必要な書類

(1) 許可申請書 (指定の様式) (延床面積 $\leq 10000$  m<sup>2</sup>の場合…様式2 工作物…様式3)

- (A) 許可権者用 (正)  
(B) 施行者用 (正)  
(C) 地区用 (正)  
(D) 許可書 (副)

左記様式は、  
第一市街地整備事務所ホームページから  
ダウンロードすることができます

「建築物等の敷地の所在及び地番」は従前の地名地番を記入してください。「敷地面積」の記入は、仮換地の筆の全部を敷地面積とする場合は、原則として小数点以下は表示しないでください。

申請者の氏名 (法人にあっては代表者名) の記載を自署で行う場合には押印を省略することができます。

(2) 申請者の委任状 (申請手続きを委任する場合) ※地区用と許可書についてはコピー可

(3) 同意書 ※地区用と許可書についてはコピー可

- ・申請人が土地所有者又は借地権が当所に届出されている借地権者の場合は不要です。
- ・土地所有者等が複数 (共有等) の場合は全員の方の同意書が必要です。

注) 仮換地指定後に所有権移転等があった場合は、登記簿や売買契約書等の写しで確認させていただきますのでご用意願います。この場合同意書は不要です。

(4) その他の添付図面等

- ① 案内図(付近見取図) ※仮換地指定通知等に添付のもので可
- ② 配置図 建築基準法に掲げる明示すべき事項。
  - ・隣地境界線の周囲長、道路幅員は小数第1位までの表示。
  - ・建築面積と延床面積 (各階ごとの床面積及びそれらの床面積の合計) を表示。
  - ・仮換地の筆の一部を敷地面積とする場合は、求積し小数第2位までの表示。
- ③ 工作物の規模・構造が確認できる図面及び工事工程表 ※建築物の場合は不要
- ④ 仮換地指定通知一式(写)又は、仮換地証明一式(写)でも可。※延床面積 $\leq 10000$  m<sup>2</sup>の場合は不要

### 2 提出部数

※ 上記1(1)の(A)~(D)それぞれに、(2)~(4)の書類を添付してください。合計4セット作成。

### 3 提出場所

申請書は、第一市街地整備事務所事業課計画担当に提出してください。

(事前に電話連絡をお願いします)

手続きが完了しましたら電話連絡いたしますので、提出の際には必ず連絡先をお知らせください。

### 4 受取場所

関係書類を、第一市街地整備事務所まで受取に来てください。建築確認を伴うものは、許可権者用(正)と許可書(副)(1の(A)と(D))をお渡ししますので、この2部を江戸川区区画整理課へ提出いただき、許可・交付を受けてください。工作物については許可書を交付いたします。

第一市街地整備事務所での処理には、7~12日間程度(書類に不備等が無い場合)を要します。

また、お渡しする際には「工事着手届」、「工事完了届」を一緒にお渡ししますので、工事着手、完了の際には瑞江駅西部地区事務所に提出してください。

### 5 連絡先

第一市街地整備事務所 事業課計画担当 中央区勝どき一丁目7番3号 勝どきサンスクエア9階

TEL 03 (3534)3419

瑞江駅西部地区事務所 江戸川区東瑞江三丁目23番19号

TEL 03 (3676)6035

【参考】委任状・同意書の作成例については江戸川区下記HP

[https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e062/toshikeikaku/kenchiku/ruletokyogi/machidukuri\\_kyoka/seiriho76.html](https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e062/toshikeikaku/kenchiku/ruletokyogi/machidukuri_kyoka/seiriho76.html)